

自ら学び、自立した消費者を目指す、「気づき」「見守り」「つなぎ」役

ストップ
消費者
被害!

長野県消費生活サポーター

長野県では、消費者被害を防止するため、身近な地域や所属する団体・企業で消費生活に関するリーダーとして、情報を届けるなどの啓発や消費者教育をボランティアで行っていただく「消費生活サポーター」を認定し、県内各地で活動していただいています。

(平成 30 年 6 月末現在 321 名)



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もしかっち



(啓発活動の様子)

●消費生活サポーターとは

消費者問題について学び、消費生活に関するリーダーとして地域、職場、学校等で啓発活動や見守り活動をボランティアで行っていただく他に、自らも消費生活について進んで学び、周囲の方へ最新の情報を伝えていただく活動を行っていただく皆様です。

●消費生活サポーターとして活動するには

長野県が行う「消費者大学」を受講後、消費生活サポーターとして活動を希望される方を認定させていただき、活動をお願いします。(消費者大学については裏面をご覧ください。)
長野県内にお住まいの満18歳以上の方であれば性別、経験等は一切問いません。

●普段の生活において、次のような活動をお願いしています

- 地域や職場などでの情報提供や啓発活動(例 自治会の回覧板、職場の朝礼での情報提供)
- 消費者トラブルの相談窓口への誘導(例 消費生活センターへの相談を勧める)
- 地域における消費者被害防止見守り活動への参加、協力(例 周囲の高齢者の方への声かけ)
- 県が主催する消費生活に関する講座への参加(例 消費者大学、消費者教育中核的人材育成研修の受講)
- 出前講座への協力(例 講座へ参加し、サポーター活動の紹介)

こんなことで困っていませんか。
消費者被害は日々悪質化し、手口は巧妙化しています。

●事業者とのトラブル

●訪問販売によるトラブル

強引な訪問販売で、必要のない商品を次々と購入させられた・・・
「無料で点検をする。」と言われお願いしたら、すぐに高額な修理が必要と言われた・・・



●電話勧誘販売によるトラブル

「以前に購入してもらった。」とあって、電話があり商品を送ると言われた・・・
通信料金が今より安くなると言われ、指示されるままに手続きをしたが、よく内容がわからない・・・



●通信販売によるトラブル

「お試し価格○○円」、「送料無料」、「初回無料」といったことで申し込みをしたが、定期購入になっていた・・・
インターネットのショッピングサイトから商品を購入したが、届いたが思ったものと違って、返品したい・・・

●架空請求によるトラブル

携帯電話に「料金未納」といったメールが届き、連絡先に電話をしてみた・・・
スマートフォンで無料のアダルトサイトを閲覧していたら、突然に「契約完了」「料金請求」などと表示された・・・



消費生活サポーターは皆さんの身近な相談相手です。

どこに相談したらよいだろうかなど、一人で悩まず、お気軽にお声かけください。裏面もご覧ください